

連 結 事 業 年 度 等		・ ・ ・ ・		法人名				
法 人 税 額 の 計 算								
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54				
そ の 他 の 連 結 所 得 金 額 (1)－(50)－(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55				
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58				
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59				
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算								
法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	60		地 方 法 人 税 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	68	
		課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	61			課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	69	
		課 税 連 結 留 保 金 額	62			課 税 標 準 法 人 税 額 (68)＋(69)	70	000
		法 人 税 額	63			確 定 地 方 法 人 税 額	71	
		還 付 金 額	64	外		中 間 還 付 額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)－(63))若しくは((16)＋(64))又は((64)－(28))		65	外	00	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	73	
	こ の 申 告 前 の	連 結 欠 損 金 等 の 当 期 控 除 額	66			こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 ((44)－(71))若しくは((44)＋(72)＋(73))又は(((72)－(45))＋((73)－(45)の外書)))	74	00
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67					